

## 【表紙】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書  |
| 【提出先】                 | 関東財務局長   |
| 【提出日】                 | 平成30年5月30日   |
| 【会社名】                 | 日本空港ビルデング株式会社  |
| 【英訳名】                 | Japan Airport Terminal Co.,Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋  |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル  |
| 【電話番号】                | 03(5757)8000   |
| 【事務連絡者氏名】             | 常務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル  |
| 【電話番号】                | 03(5757)8000   |
| 【事務連絡者氏名】             | 常務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券  |
| 【発行登録書の提出日】           | 平成30年5月28日   |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 平成30年6月5日  |
| 【発行登録書の有効期限】          | 平成32年6月4日  |
| 【発行登録番号】              | 30 - 関東 1  |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額<br>0円(注)1<br>168,953,000円(注)2<br>(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。<br>2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。 |
| 【発行可能額】               | 0円(注)1<br>168,953,000円(注)2<br>(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。<br>2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。          |
| 【効力停止期間】              | 該当なし。  |
| 【提出理由】                | 平成30年5月28日に提出した発行登録書の記載事項中、「表紙発行予定額又は発行残高の上限」及び「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式予約権証券」に記載すべき内容が漏れていたため                          |
| 【縦覧に供する場所】            | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 【訂正内容】

訂正内容は、以下のとおりであります。（下線部が追加記載）

### 【表紙】

（訂正前）

- 【発行予定額又は発行残高の上限】 0円（注）1  
168,953,000円（注）2  
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

（訂正後）

- 【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 0円（注）1  
168,953,000円（注）2  
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

（訂正前）

- （注）1 新株予約権の発行総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）を上限とします。
- 2 割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。
- 3 新株予約権無償割当てのため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日及び払込取扱場所はありません。なお、新株予約権の無償割当ての効力発生日は、割当基準日以降の日で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

（訂正後）

- 注）1 新株予約権の発行総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）を上限とします。
- 2 割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。
- 3 新株予約権無償割当てのため、申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、割当日、払込期日及び払込取扱場所はありません。なお、新株予約権の無償割当ての効力発生日は、割当基準日以降の日で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- 4 当新株予約権証券は買収防衛策の一環として発行するものであります。買収防衛策の詳細につきましては、「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」をご参照ください。